

自転車駐車場の附置義務

～放置自転車のない快適で安全なまちを～

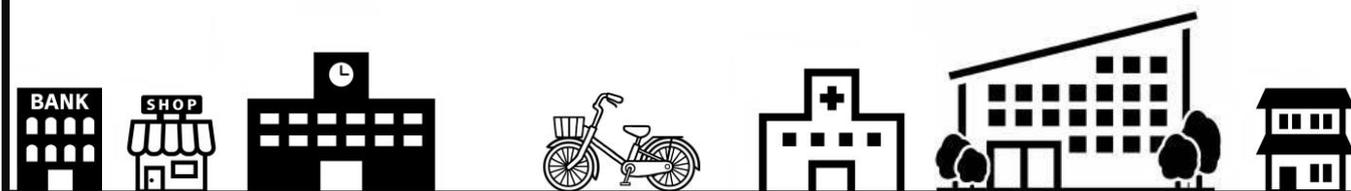
区内の駅周辺の歩道などには、大量の自転車が放置されています。放置自転車は、通勤通学等で駅を利用されている方のものもありますが、買い物等でお店を利用される方が、お店に自転車駐車場がないために放置しているものも多くあります。

放置自転車は、歩行者の通行を妨害したり、緊急活動を阻害したり、街の美観を損ねるなど、様々な問題を引き起こし社会問題となっています。

そのため、杉並区では、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に基づき、**昭和60年4月「杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例」を施行**し、大量の自転車駐車需要発生施設の設置者に自転車駐車場の設置及び管理を義務付けています。**(平成11年10月改正条例施行)**



杉 並 区



I 附置義務

1. 指定区域

自転車駐車を設置しなければならない区域は、区内の都市計画法で定められている地域のうち、**第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域を除いた地域**です。

2. 該当する施設

下表の施設を新築、増築する場合及び施設の用途を変更する場合には、自転車駐車の附置義務に該当します。また、混合用途施設については、当該用途ごとに算定した自転車駐車の規模の合計が20台以上である場合に附置義務に該当します。

なお、店舗等面積が5,000㎡を超える施設は、5,000㎡を超えた部分について、算定した自転車駐車の規模の2分の1になります。また、施設の用途を変更する場合に設置する自転車駐車の規模についても、算定した自転車駐車の規模の2分の1となりますが、その際には事前にご相談ください。

施設の用途	施設の規模(店舗等面積)	自転車駐車の規模(※)
百貨店・スーパーマーケット その他の小売店・飲食店	店舗面積が300㎡を超えるもの	店舗面積の15㎡ごとに1台
銀行	店舗面積が400㎡を超えるもの	店舗面積の20㎡ごとに1台
遊技場	店舗面積が200㎡を超えるもの	店舗面積の10㎡ごとに1台
スポーツ施設	運動場面積が500㎡を超えるもの	運動場面積の25㎡ごとに1台
学習施設	教室面積が300㎡を超えるもの	教室面積の15㎡ごとに1台

(※)自転車駐車の規模で、1台に満たない端数は切り捨てる。

◆「店舗等面積」に含まれる床面積の範囲

百貨店・スーパーマーケット その他の小売店・飲食店	売場(承り所、飲食店の客席、厨房及び待合室を含む)、売場間の通路、ショーウィンドウ、ショールーム、サービス部門、物品の加工修理場及びこれらに類するもの
銀行	銀行室、待合室、応接室、貸し金庫、ショーウィンドウ及びこれらに類するもの
遊技場	遊技室、景品交換所、受付及びこれらに類するもの
スポーツ施設	競技場、運動場、練習場、マッサージ室、更衣室、浴室、シャワー室、休憩室、観覧席及びこれらに類するもの
学習施設	教室、講堂、実習室、図書室、資料室及びこれらに類するもの

(自転車条例施行規則第13条、附置義務自転車駐車場設置に関する技術指針)

3. 自転車駐車の設置の届け出

建築確認申請とあわせて、自転車駐車の位置・規模等について、都市整備部土木管理課自転車対策係に自転車駐車場設置(変更)届出書を建築確認申請前に提出してください。また、施設の完了検査が終わり次第、自転車駐車場設置完了届出書を提出し、完了検査を受けてください。

◆提出書類 **正・副2部**

・様式

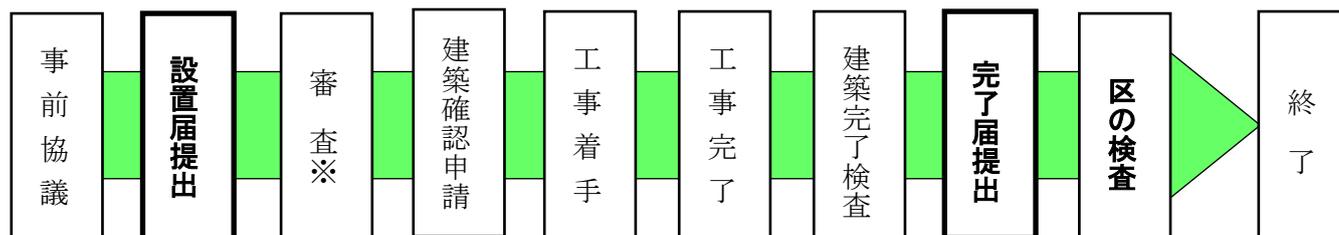
建築確認申請前…「**自転車駐車場設置(変更)届出書**」※各様式は、杉並区公式HPからダウンロードできます。

建築完了検査後…「**自転車駐車場設置完了届出書**」

・添付資料

案内図、自転車駐車場配置図、施設の各階平面図、三斜求積図(面積の根拠となる資料)、構造図(駐輪機等特殊な装置を用いる場合)、自転車駐車場の完了写真(完了届出書の提出時)

◆手続きの流れ



※審査完了までは数日から1週間程度かかりますので、余裕をもって申請してください。

4. 自転車駐車場の構造・設備

附置義務により設置される自転車駐車場は、利用者が安全に利用できるよう、また、有効に利用されるように一定の水準以上でなければなりません。自転車駐車場の整備にあたっては、「附置義務自転車駐車場設置に関する技術指針」に基づいて行ってください。

- 自転車駐車場は、当該施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50m以内である場所に設置しなければなりません。
- 収容スペースは、自転車1台につき平置きの場合1㎡（幅0.6m、長さ1.9mを標準）以上としなければなりません。通路の幅は、1.5mを標準とします。ただし、駐輪機（ラック）等により有効に駐輪が可能な場合はこの限りではありません。
- 案内板・路面表示等により、自転車駐車場である旨の標示をしてください。
- 自転車駐車場には、必要に応じて照明設備や柵等の安全施設を設けてください。
- 自転車駐車場は、避難通路・窓先空地等のオープンスペースに設けることはできません。

5. 自転車駐車場の管理

自転車駐車場の所有者又は管理者は、自転車の整理整頓に努め、自転車駐車場をその目的に適合するように管理しなければなりません。

6. その他

区では、自転車駐車場の附置義務制度の適正な運用を図るため、必要に応じて次の措置を行っています。

立入検査 (条例第 32 条)	条例の規定を施行するため必要な限度において、施設若しくは自転車駐車場の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査を行います。
措置命令 (条例第 33 条)	自転車駐車場の附置義務の規定に違反した者に対し、相当の期限を定めて、違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずる場合があります。
罰則 (条例第 35、36 条)	自転車駐車場の設置の届出をしなかった者、自転車駐車場の完了の届出をしなかった者、立入検査を拒んだ者、又は措置命令に従わなかった者に対しては、それぞれ罰則の規程があります。

II 附置義務に該当しない施設

附置義務非該当施設の自転車駐車場の設置に関しては、「自転車駐車場の附置義務非該当施設に対する自転車駐車場設置指導基準」に基づいて、ご協力をお願いしています。

1. 指定区域

区内全域が対象です。

2. 対象施設

下表の施設を新築、増築する場合及び下表の施設へ用途を変更する場合に、自転車駐車場の設置をお願いしています。ただし、下表の施設以外の施設においても、大量の自転車駐車需要がある場合は、同様に自転車駐車場の設置をお願いしています。

施設の使用	施設の規模	自転車駐車場の規模
附置義務対象用途の施設 (※1)	店舗等面積に関係なく	附置義務と同基準
集合住宅 (共同住宅・寄宿舍・長屋も含む) (※2)	住宅戸数に関係なく	住宅戸数 1戸 に 1台 以上
事務所、病院、福祉施設、保育所等 (※3)	事務所等面積に関係なく	事務所等面積の 25㎡ ごとに 1台 以上

(※1)…対象区域、施設の規模その他条例の規定により附置義務の該当とならない施設。

(※2)…集合住宅については、施設の規模により「杉並区建築物の建築に係る住環境への配慮等に関する指導要綱」に該当する場合があります。

(※3)…その他自転車の大量の駐車需要を生じさせる施設を含みます。

3. 自転車駐車場の設置計画書及び設置完了報告書の届け出

建築確認申請とあわせて、自転車駐車場の位置・規模等について、都市整備部土木管理課自転車対策係に自転車駐車場設置計画書を建築確認申請前に提出してください。また、施設の完了検査が終わり次第、自転車駐車場設置完了報告書を提出してください。

◆提出書類 **正・副2部**

・様式

建築確認申請前…「**自転車駐車場設置計画書**」

*各様式は、杉並区公式HPからダウンロードできます。

建築完了検査後…「**自転車駐車場設置完了報告書**」

*届出人(建築主)の印鑑は不要です。

・添付資料

案内図、自転車駐車場配置図、施設の各階平面図、構造図(駐輪機等特殊な装置を用いる場合)、自転車駐車場の完了写真(完了報告書の提出時)

※手続きの流れは附置義務と同様です。ただし、完了確認は自転車駐車場台数が確認できる完了写真(撮影方向及び撮影地点を配置図等に明記すること)により行い、基本的に現場検査は行いません。

4. 自転車駐車場の構造・管理

- 収容スペースは、1台につき平置きの場合 **1㎡** 以上を基準とします。通路の幅は、**1.5m** を標準とします。ただし、駐輪機(ラック)等により有効に駐輪が可能な場合はこの限りではありません。
- 自転車駐車場は、避難通路・窓先空地等のオープンスペースに設けることはできません。
- 自転車駐車場の所有者又は管理者は、附置義務の施設同様、自転車の整理整頓に努め、自転車駐車場をその目的に適合するように管理してください。